

はじめて学ぶ障害年金

第5回 障害年金受給までの流れ (請求手続き) (下)

今回は年金請求に必要な提出書類について紹介します。また最新の年金額等についてもお知らせします。

●年金申請に必要な書類

①年金請求書=この請求書は、定められた様式を使うことになっており、国民年金用（障害基礎年金）と厚生年金用（障害厚生年金）の2種類があります。市区町村役場または年金事務所の窓口に備え付けてあります。

②年金手帳=提出できない場合は、その理由を記載した書類が必要です。

③戸籍謄本=生年月日について明らかにできるもの。受給権発生日以降で提出日から6カ月以内に交付されたものが必要です（事後重症による請求の場合は、請求日以前1カ月以内に交付されたもの）。

④医師の診断書=定められた様式があり、医師が記入することで作成されます。障害認定日より3カ月以内の現症のもので、障害認定日と年金請求日が1年以上離れている場合は、直近の診断書（年金請求日前3カ月以内の現症のもの）も併せて必要となります。その他、呼吸器疾患の診断書にはレントゲンフィルム、循環器疾患の診断書には心電図のコピーの添付も必要です。

⑤受診状況等証明書=初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が異なる場合に提出します。初診時の医療機関がカルテ廃棄等の理由で作成できない場合、カルテが保管されている最も古い受診期間の医療機関から作成してもらいます。この証明書を提出できない場合は、初診日の裏付けとなる資料を添付し、初診日を証明するための申立書を作成し提出する必要があります（「第三者証明」）。

⑥病歴・就労状況等申立書=障害状態を確認するための補足資料です。精神疾患の等級判定が等級判定ガイド

障害者の生活と権利を守る
全国連絡協議会事務局長

白沢 仁

イン実施に伴い「等級の目安」を導入しました。このことによって、総合的な判定をする際に参考とされることから、この申立書の内容は大変重要となります。

⑦受取先金融機関の通帳等（本人名義）=カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された預金通帳またはキャッシュカード等

⑧印鑑=認め印でも可、スタンプ印は不可。

●市区町村役場・年金事務所に相談、提出書類の確認を！

まずは市区町村役場または年金事務所に出向いて相談し、提出すべき資料の確認をすることが大切です。年金受給は簡単な作業ではありません。1つ記述をまちがっても、1つ書類が未提出でも手続きはすすみません。何度も役場や年金事務所に出向いたり、呼び出されることも少なくありません。

初診のこと、保険料の納付要件のこと、障害状態のことなどを事前に調べないで窓口に行ったら、いろいろと質問され、答えられない場合、申請書類をもらえなかったというケースもありました。この問題では、請求する権利を侵害するものであるという運動によって、原則、初回相談から相談者に書類（「障害年金キット」制度説明や請求に必要な書類一覧）を渡すことになります。

●書類作成は専門家の協力を得ながら

提出書類はいくつもあり、1つ1つに誤りがあつてはいけません。作成にあたっては、社会保険労務士（手続き代行を依頼すると当然費用が発生します。実費+成功報酬）やソーシャルワーカー、あるいは障害年金に詳しい障害者団体・関係者に相談することをお勧めします。

表1：年金額（2017年度）と「子の加算」

（1級）年額974,125円（月額81,177円）	+ 子の加算額
（2級）年額779,300円（月額64,941円）	

◎偶数月（2月・4月・6月・8月・10月・12月）に前月分までの2カ月分が支給
1級は、2級の1.25倍の金額／子の加算は子どもの人数に応じて加算

子の加算額

- 1人目、2人目の子
1人につき年額224,300円（月額18,691円）
- 3人目以降の子
1人につき年額 74,800円（月額 6,233円）

表2：20歳前の障害基礎年金の所得制限（扶養家族なしの場合）
(以下の金額を超えると支給制限)

制限額	半額支給停止	全額支給停止
	3,604,000円	4,621,000円

す。また、提出書類でもっとも重要な診断書等は、医師の協力が決定的に重要です。事前にどのように記載してもらうのかを検討して依頼します。仮に書いてもらった診断書の内容に納得できない場合は医師に相談して訂正してもらいます。しかし、実際は訂正が困難な場合が多く、自分で障害状態についての申立書（病歴・就労状況等申立書で可）を作成し診断書に添付することも必要になります。

作成した書類は、市区町村役場または年金事務所に提出します。必ず提出書類のコピーを取っておきます。申請却下の際、なぜ却下されたのか、その後の対応にも必要になってくるからです。

●申請却下された場合は

申請に必要な書類を提出した後、通常その決定が3カ月程度で届きます。場合によっては、6カ月あるいはそれ以上にかかるケースもあります。決定が「却下」の場合、納得できない意思表示と再検討を求めるできます。

また、年金の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に文書または口頭で、地方厚生局内に設置された社会保険審査官に審査請求することができます。その決定に対してさら

に不服があるときは、決定書の副本が送付された日の翌日から起算して2カ月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、決定の取消の訴え（行政事件訴訟等）を起こす場合は、原則として、審査請求の決定を経た後でないと提起できません。また、この訴えは、審査請求の決定を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

いずれにしても、「却下」後の対応についても専門家、あるいは障害者団体・関係者の協力を得ることをおすすめします。

●年金受給できたときの現在の年金額等は

表1に2017年度年金額をまとめました。1級は、年額で974,125円（月額81,177円）、2級は年額で779,300円（月額64,941円）です。年金は、2月・4月・6月・8月・10月・12月の偶数月に前月分までの2カ月分が指定の金融機関に振り込まれます。

しかし、とても自立できる年金額、所得保障にふさわしい年金額とはいません。しかも物価スライドの影響で、年金額は大幅に引き上げられることはあります。あらためて生きていくに足りる「最低保障年金制度」の議論と運動が必要です。

障害基礎年金受給の際に子どもがいる場合、その子どもの人数に応じた「子の加算」が受け取れます。この「子」とは、①18歳未満の子、または18歳に達した日（18歳誕生日の前日）以降最初の3月31日までの間にある子（未婚）、②国民年金の障害等級1級または2級に該当する程度の障害状態にある20歳未満の子（未婚）。

また、たとえ年金受給できたとしても、20歳前の障害基礎年金受給者の場合、本人の前年度所得が表2の制限額を超えると、その年の8月から1年間、全額または半額の受取が中止されます。この関連で、「所得状況届」を年1回、毎年7月31日までに提出することになっています。未提出の場合、年金の受取が一時的に停止されることになりますので注意が必要です。障害ゆえの年金で、しかも所得保障とはいえない年金額であるにもかかわらず、所得制限があること自体問題であり、この点も運動の大きな課題になっています。